

「令和5年台風第2号災害静岡県義援金」募集要綱

社会福祉法人静岡県共同募金会

1 趣旨

令和5年6月2日からの台風第2号や大雨等により、静岡県内各地で多くの被害が発生しました。

静岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、静岡県及び日本赤十字社静岡県支部と調整の上、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和5年台風第2号災害静岡県義援金

3 受付期間

令和5年6月8日（木）から令和5年9月8日（金）まで

4 義援金の受け入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00170-6-588738	しずおかけんきょうどうぼきん かいたいふうだい2 ごうさいがいぎえんきん 静岡県共同募金会台風第2号災害義援金
ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局の窓口での振込手数料は無料 「料金免除口座への寄付金（義援金）の払込み」とお伝えください。		

※上記以外の金融機関からの振込やATM等を利用する場合、振込手数料がかかります。

【上記以外の金融機関からの振込用口座番号】

金融機関	店名	預金種目	口座番号
ゆうちょ銀行	〇一九店(ゼロイチキョウ店)	当座	0588738

※ゆうちょ銀行の「振替払込請求書兼受領書」は、領収書の代わりとして「免税証明書」となります。

5 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、静岡県が設置する義援金募集・配分委員会において配分が決定され、被災市町を通して被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制上の優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、ゆうちょ銀行窓口で受け取られる「振替払込請求書兼受領書」に「本募集要綱」を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び同法地方税法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和5年6月8日から施行します。

【問合せ先】

社会福祉法人静岡県共同募金会
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号
電話 054-254-5212 FAX054-254-6400
E-mail : 22@shizuoka-akaihane.or.jp